

緊急企画

阪神大震災・その対応は

兵庫県南部地震と国・地方の対応

下山憲治

福島大学講師

地震や豪雨などの自然現象は、それのみで災害をもたらすものではない。人間の営為とその自然現象とが相互・複合的に作用しあつて災害が発生する。その意味で、災害は、社会現象であると位置づけることができる。

兵庫県南部地震では、死者五三四八人、負傷者約二万七千人、家屋の倒壊等約一万多棟など戦後最大規模の被害が発生した（一九九五年二月十四日現在）。この地震にたいする行政の対応の遅さ・危機管理体制の不備が指摘され、被災者の救済方法、生活基盤の復興等が問題となつてゐる。しかし、ここでは、復興対策等

◆◆◆ 防災計画と災害予防について

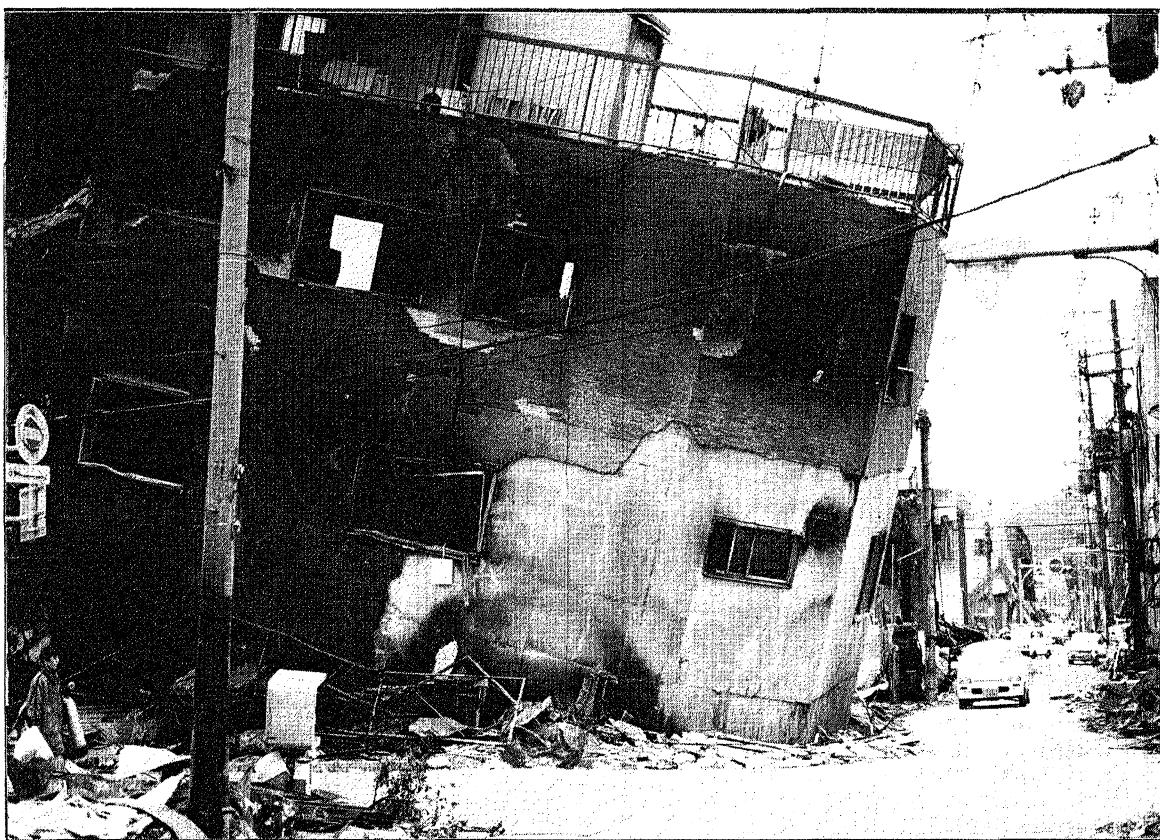
中央防災会議は防災基本計画を作

が流動的であるため、それを除いた主要と思われる問題点の指摘にとどめる。災害対策基本法（以下「災対法」と記す）は、国民の生命、身体及び財産を守るために、防災体制を確立し責任の所在を明確化すること、防災計画の作成、災害予防及び災害応急対策等の基本的な災害対策を規定している。災害対策は総合的・計画的に実施されるから、ある一点のみではなく、可能なもので、ある一点のみではなく、可能なもので、ある一点のみではなく、可能なもので、ある一点のみではなく、可能なもので、ある一点のみではなく、可能の

成・公表（災対法三四条）し、その防災基本計画に基づき、厚生省や消防庁などの指定行政機関及び電力会社やNTTなどの指定公共機関は防災業務計画（三六条・三九条）を、そして、都道府県及び市町村の防災会議は地域防災計画（四〇条・四二条）を策定する。都道府県の地域防災計画は防災業務計画に、市町村地域防災計画は防災業務計画・都道府県地域防災計画に抵触してはならない。これら防災計画では、基本的には、災害予防や災害応急対策に関する事項等が定められていく。

この中で重要な位置をもつ地域防災計画を策定する際、一定の被害想定を作成し、その結果を利用して、地域防災計画の内容を決定することが必要とされている（昭和三九年五月一日消防庁長官通達など）。起こりうる地震の規模を想定し、それに応じて、地震による火災、建築物の倒壊、道路・ラジオラインの損傷などに対する予防や被災者数を予想し避難所の個数・面積や緊急物資調達量の算出等の応急対策の作成が望まれているといえる。しかし、地震発生の可能性が少ないと計算措置が困難であるなどの理由で、このようないくつかの被害想定を作成していない自治体もある（総務庁行政監察局編『震災対策の現状と問題点』（以下『震災対策』と記す）九二頁）。神戸市では、防火水槽など防災施設の設置等で莫大な費用を要することから震度五を想定最大震度として設定していた（朝日新聞・一月三日一三版）。今回の地震では、防火貯水槽が足りないとか、耐震設計でないものが用をなさなかつたことなどにより、十分な消防活動ができなかつた。また、本来避難所に予定されていない場所にも被災者が避難してきたとか、飲料水・乾パン、毛布等の備蓄が不足していたという事実も重要である。想定最大震度を財政事

計画を策定する際、一定の被害想定を作成し、その結果を利用して、地域防災計画の内容を決定することが必要とされている（昭和三九年五月一日消防庁長官通達など）。起こりうる地震による火災、建築物の倒壊、道路・ラジオラインの損傷などに対する予防や被災者数を予想し避難所の個数・面積や緊急物資調達量の算出等の応急対策の作成が望まれているといえる。しかし、地震発生の可能性が少ないと計算措置が困難であるなどの理由で、このようないくつかの被害想定を作成していない自治体もある（総務庁行政監察局編『震災対策の現状と問題点』（以下『震災対策』と記す）九二頁）。神戸市では、防火水槽など防災施設の設置等で莫大な費用を要することから震度五を想定最大震度として設定していた（朝日新聞・一月三日一三版）。今回の地震では、防火貯水槽が足りないとか、耐震設計でないものが用をなさなかつたことなどにより、十分な消防活動ができなかつた。また、本来避難所に予定されていない場所にも被災者が避難してきたとか、飲料水・乾パン、毛布等の備蓄が不足していたという事実も重要である。想定最大震度を財政事



倒壊したビル（神戸市長田区）

情のため低く設定したことは、住民の生命、身体及び財産のような重要な権利を保護するという観点からすれば、問題もある。また、救援物資の備蓄・調達などのソフト面には、想定最大震度以上のものを段階的に想定し、予想される被災者数等を個別に予測・算出しておく必要がある。

一般に、被害想定の結果を地域防災計画などにより公表していない自治体もある（『震災対策』一一一頁以下）。神戸市では、震度五以上の地震の際は全職員が登庁することになっていたが、翌一八日でも半数くらいの職員しか登庁できず、対応の遅れの一因となつた（アエラ・二月一三日号一四頁）。

このように職員自身が被災し、十分な緊急態勢を組めないこともあり、また、消防機関などの消火・救助活動が遅れることがある。それゆえ、被害想定結果を住民に周知すると共に、迅速な対応が可能な「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（五条二項）の充実が必要である。さらに、今回の地震で、医師による治療など医療救護体制の整備が重要であることが明らかとなつた。しかし、地元医師会との協力、近隣自治体との協力体制が十分とられていない自治体もある

（『震災対策』二三六頁）。これらの点に関し、一九九二年に総務省行政監察局が各省庁に重要な勧告を行つた。その後の各省庁の対応も、今後明らかにしていく必要がある。

また、今回の地震により、一定の耐震基準に基づき建設された阪神高速道路神戸線の一部が倒壊し、死傷者がでた。仮にこの倒壊による被害について法的紛争が生じた場合、この耐震基準の適否が争点の一つとなる。以上に関連して、自治体がいかなる震度に対応できるよう態勢を組むべきかとか、想定内容や規格設定の適否に関する法的研究はあまり進んでおらず、今後の課題となる。

◆◆◆ 緊急災害対策本部について

災害に対し、通常は、基礎的な地方政府公共団体である市町村が防災を推進するため特に必要がある場合に市町村災害対策本部を設置するが、災害の状況に応じて都道府県でも対策を推進する必要があるときは都道府県災害対策本部が設置される（災対法二三条）。一方、国では災害の規模などの事情から災害応急対策を推進するため特別の必要があるときに非常災害対策本部が設

置される（二四条）。このように災対法では、ある限られた地域での災害（特に水害）を中心に構成されている。

今回、非常災害対策本部が国土庁に設置されたが、それとは別に、内閣総理大臣を本部長とする法的根拠をもたない「緊急対策本部」も設置された。この点で、災害緊急事態を布告（一〇五条）し、緊急災害対策本部（一〇七条）を設置すべきかが問題となつた。

この災害緊急事態は、非常災害が発生し、かつ、その災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものであつて、その災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められる場合に布告される。この布告が発せられれば、政令により生活必要物資の配給・引き渡しなどを制限・禁止でき、一定の物資の価格などの最高額を決定し、金銭債務の支払いの延期及び権利の保存期間を延長できる（一〇九条一項）。これら政令による措置に違反すれば、二年以下の懲役や一〇万円以下の罰金などの刑罰が科される。この一〇五条以下の規定は、災対法案の国会審議の際、当初その合憲性が問題（憲法二九条二項や三条）となり、これら規定を除いたものが先に制定され、翌年に追加された

が、現在でも議論の余地がある。

今回は、この布告による非常時立法および刑罰による威嚇が国民の私権制限を含むから慎重に対処しなければならないことなどの理由で布告されなかつた。この災害緊急事態の布告は、大規模な災害・騒乱その他の緊急事態に際して発せられる緊急事態の布告（警察法七一条）や間接侵略その他の緊急事態（災害緊急事態と「間接侵略その他緊急事態」とが、なぜ結びつくのかは問題であるが）で警察では治安が維持できない場合に内閣総理大臣の命令による自衛隊の治安出動（自衛隊法七八条）と相互関係をもつ点には注意を要する（国土庁防災局監修『日本の災害対策』一一七頁）。今回のように重大な災害が生じた場合、自治体や、国土庁の非常災害対策本部でも十分対応できない可能性はあるから、災害緊急事態の布告を要せず、しかも効率的に対応のできる組織整備の検討も必要であろう。

◆◆◆ 災害の応急処置について

今回の地震発生から四時間以上後に兵庫県知事が自衛隊に災害派遣を要請し、地震発生時から約七時間半後に陸

自衛隊の第一陣が神戸に到着した。兵庫県知事の要請がなぜ「遅れ」、防衛庁・自衛隊サイドがなぜこの知事の要請にこだわったのかが重要であろう。自衛隊法八三条では、都道府県知事は、天災事変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を

防衛庁長官または方面総監らに要請することができる（一項）。制度上、原則として、長官らは、知事から要請があり、事態やむを得ないと認められる場合に部隊等を救援のため派遣することができる（二項）。この災害派遣を要する（二項）ことには注意を要する（国土庁防災局監修『日本の災害対策』一一七頁）。今回のように

重大な災害が生じた場合、自治体や、国土庁の非常災害対策本部でも十分対応できない可能性はあるから、災害緊急事態の布告を要せず、しかも効率的に対応のできる組織整備の検討も必要であろう。

は、自衛隊の前身である警察予備隊の時代から既に実施されていたが、法的根拠は必ずしも明確ではなかった。しかし、徐々に整備され、保安庁法六六条で災害派遣に関し例外的派遣を除き規定された。そして、自衛隊法を定めるに当たり、積極的に部隊を派遣する趣旨から要請手続を簡略にする例外的派遣が追加された。その際、通常の災害派遣は、災害応急対策について第一

次的に対応する自治体のみで事態を収容されたが、また、例外的災害派遣は、通信の途絶その他、事由により知事の要請をまつといとまがない場合に限り、法的には、この規定は、本

とかなり限定的に想定されていた（防衛庁監修『昭和三〇年版防衛年鑑』一五八頁）ことに注意を要する。

今回の自衛隊派遣要請の時刻について兵庫県知事は、六時台に警察から自衛隊へ、七時には県の職員と自衛隊の間で交信が始まっており「十時という時は、自衛隊としてもおおよその状況を掴み、出動準備が整つたから、いよいよ知事から要請してください」という時刻なのだ（貝原俊民「兵庫県知事からの発言」文藝春秋・三月号一四六頁）という。また、自衛隊サイドが例外的派遣をしなかったのは、「正式要請がないと、大部隊を動かすのは難しい」という理由からである（読売新聞・一月一九日一三版）。ただし、小規模「派遣」は、防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合にでき（自衛隊法八三条三項）、これに基づき実際に西宮市や阪急伊丹駅で人命救助活動が行われた。

しかし、その活動自体の実際的評価は別にして、法的には、この規定は、本来防衛庁の施設などの「自救的活動」を認めたものとされており（行財政問

■緊急企画／阪神大震災・その対応は

題調査会編『防衛二法の解説』二一五頁）、今回のような人命救助も含むといえるかどうかは問題となる。

自衛隊の災害派遣を要請する場合、災害の状況及び派遣を要請する事由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する人員・船舶・航空機等の概数、派遣を希望する区域及び活動内容などを都道府県知事は文書で明らかにしなければならないが、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請することもできる（自衛隊法施行令一〇六条）。しかし、単に要請があれば派遣されるというものではなく、防衛長官らが事態やむを得ないと認めて初めて派遣が実施される。

このように自衛隊の災害派遣には、厳格な手続を要する。自衛隊の主たる任務が「わが国の平和と独立を守り、国家の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛すること」（自衛隊法三条）であり、災害派遣が從たる任務であること、わが国の歴史からみれば、自衛隊が強大な実力・戦闘組織であり濫用された場合とりかえしがつかなくなること（自衛隊の災害派遣に関する訓令一八条では、原則として派遣部隊等は火器・弾薬を携行しないが、救援活動のため特に必要があ

る場合には必要最小限の火器・弾薬を携行できることには注意を要する）、さらに、そもそも自衛隊等の存在 자체の合憲性が議論されていることも考慮しなければならない。今回の自衛隊の派遣が遅かったのは、収集された情報の集約方法やその評価に原因がある（前田哲男「情報・状況の把握に弱み」朝日新聞・二月六日一二版）のだろう。しかし、だからといって「今、あう。しかし、だからといって「今、あるもの」を活用するため自衛隊法の改正や運用で対応するとか、自衛隊と自治体との連携を強めることでは本質的な解決にはならない。問題の根本にあるのは、「國の防衛のための實力・戰鬪組織」であるため、憲法の理念からその活動を少なくとも制限されるべき自衛隊が、そもそも本来の対象ではない国内での緊急性を要する人命救助などの災害派遣という重要な任務に当たること自体であるといえる。それゆえ、自衛隊とは別組織の「災害救助隊」のような組織を設置するべきであるとの主張も説得力をもつといえる（水島朝穂「どのような災害救助組織を考えるか」世界・三月号四六頁）。

外国災害救助隊の受け入れシステムが次に問題となる。外国救助隊の受け入れについて、スイス緊急援助隊につ

いては捜索犬による救助方法をわが国で試すのも有効かと消防庁の担当者が考えたため二日後に、フランス救助隊については現地でその受け入れ態勢をつくるよりも人命救助を優先したため地震発生後五日目に現地入りした（朝日新聞・一月二七日一三版）。わが国では、海外（特に開発途上国）での大規模な災害に際し要請に応じて国際緊急援助隊を派遣することを定めた国際規範（「防災先進国」として、諸外国に専門家を派遣したり外国人研修員の受け入れを行っている。国内で

は、消防組織法やさまざまな基準・協定に基づき消防機関が地震時などの非常事態に対し相互協力態勢をとっている。しかし、外国災害救助隊の受け入れシステムは、法制上なんら予定されていない。外国救助隊の受け入れが今回必要だったかどうかは別にして、効率的な受け入れシステムを検討し、また、国際緊急援助隊の医療関係者らを国内で活用するシステムを検討する必要もあるう。

今回の災害応急対策で最も問題であったと思われる的是、情報の集約システムである。災害に関する情報の収集

及び伝達(災対法五一條)について防災連絡網を確保することは、災害応急対策を講じる上で非常に重要である。主に防災無線での情報収集等がなされるが、それには非常災害対策本部と中央省庁及び指定公共機関等を結ぶ中央防災無線網、消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線網、都道府県内の防災関係機関を結ぶ都道府県防災行政無線網や、警察庁及び建設省等の省庁別の無線網がある。さらに、警察庁、国土庁及び自治省などは、衛星を用いる無線通信網を整備している。また、被害状況やそれにに対する措置等の報告は、市町村から都道府県へ、都道府県から内閣総理大臣へ、また、指定行政機関から内閣総理大臣へとなされることになつていて(五三条)。しかし、現実にはこのような情報の集約はなされておらず、その理由として各省庁が「有力情報を公開すれば、他省庁に手を貸すことになり、競争に敗れかねない」と、閉鎖主義にこり固まっている」点が指摘されている(朝日新聞・二月七日一三版)。「これに関連して注目されているのはアメリカ合衆国の独立機関である連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency—FEMA)である。FEMAは、一九七

八年に緊急事態への準備や対応について連邦機関でバラバラであった権限等を統合することにより、経費節減、効果的対処が可能であることや連邦機関の責任体制が一元化されることで州や地方政府との協力関係をスムーズにすることを理由として設立された。FEMAは、州や地方政府のみでは対応できない自然災害に加え、核戦争や放射能汚染等の大規模な緊急事態の管理をすることが困難であるが、災害情報収集や支援計画を策定するなどの主体機関である点は参考だろう。しかし、災対法に基づく情報集約システムがほとんど機能していないとすれば、そのような事態の見直しがまず必要である。

◆◆◆

被災者の個人被害の補填について

被災者の個人被害の 補填について

八年に緊急事態への準備や対応について連邦機関でバラバラであった権限等を統合することにより、経費節減、効果的対処が可能であることや連邦機関の責任体制が一元化されることで州や地方政府との協力関係をスムーズにすることを理由として設立された。FEMAは、州や地方政府のみでは対応できない自然災害に加え、核戦争や放射能汚染等の大規模な緊急事態の管理をその任務とする。その意味で、このFEMAと同一の組織をわが国に導入することは困難であるが、災害情報収集や支援計画を策定するなどの主体機関である点は参考になろう。しかし、対法に基づく情報集約システムがほとんど機能していないとすれば、そのような事態の見直しがまず必要である。

陥があるため、島原市長が警戒区域を設定（災対法六三条）したため、その区域内に立ち入れず住民が生業を営めなくなつた。そのため、住民らが財産の補償等のため特別立法の制定を求めたことがあつた。しかし、水害の場合の個人補償や他の火山災害の際補償をしておらず、島原の住民に補償するのは困難であること、そして、災害による個人的財産被害は、国や公共団体の活動に起因することを要する国家補償にはなじまず、「自助」が原則であるため、国による十分な「個人補償」はまだ実施されていない。

名称はともかく、生活立て直しのための社会保障的給付としての性質をもつものといえる。その意味では、被災者の個人被害における「自助」の原則が修正されているといえよう。被災者の個人被害は、「個人補償」という観点からではなく、社会保障という観点から、他の保障制度との均衡について問題も指摘されているが（たとえば、阿部泰隆『政策法務からの提言』二一〇頁以下）、被災者の生活立て直しを図る立法措置を考えるべきである。

最後に、災対法自体は、災害発生後いかに対応するかに重点が置かれている。いかに災害発生を防止するかは、他の法律によるところが大きい。たとえば、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や地すべり等防止法などの防災関連法では、豪雨による崩壊などを主眼とし、地震対策としての意味は薄い。宅地造成規制、都市計画や建築基準などに関する他の法律も防災上重要な位置にある。今後、災害対策とのかかわりで、このような生活基盤関連法制を含めた検討が必要である。

名称はともかく、生活立て直しのための社会保障的給付としての性質をもつものといえる。その意味では、被災者の個人被害における「自助」の原則が修正されているといえよう。被災者の個人被害は、「個人補償」という観点からではなく、社会保障という観点から、他の保障制度との均衡について問題も指摘されているが（たとえば、阿部泰隆『政策法務からの提言』二一〇頁以下）、被災者の生活立て直しを図る立法措置を考えるべきである。

最後に、災対法自体は、災害発生後いかに対応するかに重点が置かれていく。いかに災害発生を防止するかは、他の法律によるところが大きい。たとえば、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や地震すべり等防止法などの防災関連法では、豪雨による崩壊などを主眼とし、地震対策としての意味は薄い。宅地造成規制、都市計画や建築基準などに関する他の法律も防災上重要な位置にある。今後、災害対策とのかかわりで、このような生活基盤関連法制を含めた検討が必要である。

緊急企画

阪神大震災・その対応は

『投稿』

阪神大震災の災害救助にあたつて

佐藤一雄 消防署職員

火災現場あと（長田区）



一九九五年一月一七日早朝、神戸を震源とした兵庫県南部地震（通称・阪神大震災）はこれまで経験したことのない、都市機能の壊滅的破壊をもたらした。今回の地震に関してマスコミが中心的に大きく報じたのが、行政の対応の遅れであり、災害救助のあり方であつた。ここでは、全てに意見を述べることができないので、応援隊として神戸市に出向した過程で私なりに感じたことを中心に書くこととする。

災害応援出場！

私が応援隊として一月一八日から被災地入りし、ポンプ隊員として長田区の消防活動にあたつた。

指揮通信の乱れ

◆◆◆
消防の応援隊は派遣の際、神戸市の要請でどのような部隊を何区に派遣して欲しいか聞いており、長田区においても集結していた各地の応援隊は、ほとんどがポンプ隊・特別救助隊（レスキュー隊）・救急隊であった。各隊は長田区における応援活動の拠点である長田消防署に一旦立ち寄り、そこで具体的な活動任務を聞き、そこから緊急出動するというパターンで活動していた。

私が応援活動を行っていたとき、神戸市内の道路は、陥没、隆起、倒壊建物の瓦礫により通行不能箇所が多くあつた。そのため通行可能な道路は、どこも渋滞しており、交通整理の警察官は多く見掛けたものの、被災しているどう状況を考慮してあまり強い態度で規制をしていないようであった。

無法状態の交通事情

私が応援活動を行っていたとき、神戸市内の道路は、陥没、隆起、倒壊建物の瓦礫により通行不能箇所が多くあつた。

そのため通行可能な道路は、どこも渋滞しており、交通整理の警察官は多く見掛けたものの、被災しているどう状況を考慮してあまり強い態度で規制をしていないようであった。

一般車輛による活動は、現場に向かう緊急走行に影響を与えたが、それ以外にも道路を横断している消防活動中のホースを次々と踏むことにより、ホースが破損し消火活動そのものにも障害となることが、多く見られた。

平常時では、災害発生時に車を使用してはいけないことは、知識として理解しているが現実にこのような状況になつた場合、軽度の無法状態というより交通に関しては、予想以上に無秩序になるものであると感じられた。

救助活動の実態

阪神大震災の現場において、倒壊建物などからの人名救出は、消防では特別救助隊（レスキュー隊）が担当した。特別救助隊は、特に日頃から人命救助のための訓練を行っている部隊で、オレンジ色の救助服を着用している。

今回の災害については、救助資機材を積載した救助工作車とともに、隊員は訓練の成果を發揮できたようを感じられた。

人名検索には、消防の他に警察の機動隊と陸上自衛隊が活動していたが、正直などこる何処でどのような活動をしているのか、よくわからなかつた。長田警察署の前では、警察の輸送車（バス）、装甲車、自衛隊のトラック、重機等が多く止まっていたが、現場で

は多くの隊員がスコップ等の人力に頼つてそのを見掛けた。実際にマンパワーだけではどうにもならない場合もあるらしく、また大型の重機だけでは倒壊建物の中にいる被救助者の救出が困難なようで、走行中や一時休憩中の消防救助隊に応援を求めて走ってきたことも見られた。

ちなみに、消防と機動隊と自衛隊はそれぞれの指揮で活動しており、活動隊レベルの無線等による連絡は不可能であった。

困難な消防活動

私が担当したのは、長田区のある区域の消火・延焼阻止・残火処理活動であつたが、この活動は予想以上に困難なものであつた。

よく知られているように、今回の被災地は水道を含めたライフラインが壊滅的に打撃を受けた。このことは、消防活動をする上で必要不可欠な三本柱（人・機械・水）が欠けることであり、活動そのものが不能になることを意味している。

それでも、少ない流れの川の水を土のうでせき止めて利用したり、海水を利用したり、なんとかして活動をしようと必死に作業をしていた。

何とか活動を開始しても、ホースラインを自動車が踏んで破裂するような、トラブルの発生や放水しても倒壊

による堆積物が多く水が底の方まで届かないため、なかなか思うように消火出来ない状態が延々と続いた。

このような状況に対し、隊員の多くは市民や連日のマスコミの批判に対して、私も含めて非常に悔しい思いをした。

配慮なきマスコミの対応

今回の地震のために、テレビを始めさまざまなマスメディアが神戸市に取材に来ていた。

特にテレビ局は、ヘリコプター、中継車を駆使した大編成で来ており、昼夜を問わず取材活動をしていた。

しかし、災害救助活動をする側からすれば少なからず活動の邪魔になつていたことも事実であつた。

私が経験した例だが、水の全くない場所で火災が発生したとき、苦肉の策として水槽付ポンプ自動車をピストン運動して、消火活動を実施したのであるが、給水のため一時現場を離れて帰ってきた水槽付ポンプ自動車が、中継車が勝手に駐車していたために現場への接近が邪魔されたことがあつた。

専門の災害救助組織

今回の地震は、その対応に関してさまざまな批判がマスコミ等を通じて、連日出されているわけであるが、災害

救助に限って言うならばその多くは自衛隊に關することであると思われる。

確かにヘリ等の航空装備、重機械、大量の規律訓練を受けた隊員は、一見有効であり、その出動がスムーズに出来いれば、自衛隊と消防などとの訓練があれば、もっと救助が出来たのではないか、という意見もある。

しかし、災害救助の訓練を受けず、専用の装備もない、そもそも本来別の目的で編成された組織が、何時間か早く出動したところで効果があったのか疑問を抱くところである。

災害救助は、高度な専門知識と訓練が必要であり、装備にしろ隊員にしろ、他の訓練の片手間にとか、他の目的の装備を流用して、という程簡単なものではない。つまり自衛隊を有効に災害救助に活用するならば、本来の戦闘能力はなくなるくらいの、覚悟が必要であろう。

災害救助については、今回の地震で日常の災害（通常火災・交通事故等）とライフラインが期待できないような大規模災害の二面的な視点から考えるべきであり、後者のための後方支援を含めるという意味（排他的という意味ではない）で自己完結性を有する市町村の自治体単独では保有困難な装備を有する災害救助組織を日本各地に整備し、国内に限らず海外の大災害にも対応可能にするべきではないかと被災地に直接いった者として強く感じた。